自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題としており、2024年3月末における自己資本比率は15.68%となりました。今後も安定的な収益の積み上げによる内部留保の増加に努めてまいります。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	79億円(前年度 79億円)

後配出資金

項 目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	390億円(前年度390億円)

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	74,583	74,644
うち、出資金及び資本準備金の額	46,997	46,997
うち、再評価積立金の額	1	1
うち、利益剰余金の額	28,426	28,481
うち、外部流出予定額(△)	841	834
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,725	6,066
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	5,725	6,066
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	80,309	80,711
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	1
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	-	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		_

項目	2022年度	2023年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	_
コア資本に係る調整項目の額 ロ	2	1
自己資本		
自己資本の額(石一口)	80,306	80,709
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	496,201	508,447
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 471	△ 464
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー(△)	471	464
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,325	5,981
信用リスク・アセット調整額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	501,526	514,429
自己資本比率		
自己資本比率((/)/仁)	16.01%	15.68%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、 当会は国内基準を採用しています。
 - 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、 1 年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・ 償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

2022年度 2023年度 現金 2,294 1,332 207,402 我が国の中央政府及び中央銀行向け 216,544 11 外国の中央政府及び中央銀行向け 36,971 293 11 36,990 291 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 19,719 19,751 外国の中央政府等以外の公共部門向け 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 1,000 100 4 1,701 170 6 我が国の政府関係機関向け 8,003 800 32 8,713 871 34 地方三公社向け 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 1,003,518 194,434 7,777 991,117 191,547 7,661 法人等向け 168 113 73 925 2.957 243.057 83.716 3.348 中小企業等向け及び個人向け 24 18 0 35 1 抵当権付住宅ローン 85 29 1 80 28 1 不動産取得等事業向け 773 773 30 670 670 26 三月以上延滞等 1,111 115 4 1,111 115 4 取立未済手形 13 2 0 10 2 0 信用保証協会等による保証付 313 31 1 392 39 1 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 出資等 4.615 4.615 184 4 993 4.993 199 4.993 4.993 199 4.615 4.615 184 (うち出資等のエクスポージャー) (うち重要な出資のエクスポージャー) 上記以外 87 232 213 989 8 5 5 9 89028 218761 8 750 うち他の金融機関等の対象資本等調達手 段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外の 14,175 35,438 1,417 16,178 40,446 1,617 ものに係るエクスポージャー) うち農林中央金庫の対象資本調達手段に 70,199 7,019 70,197 7,019 175.498 175,494 係るエクスポージャー) (うち特定項目のうち調整項目に算入され 129 324 12 112 280 11 ない部分に係るエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関 するエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 (うち総株王等の歳状催のロカット ことによる) 決権を保有していない他の金融機関等に係る その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基 準額を上回る部分に係るエクスポージャー) (うち上記以外のエクスポージャー) 2,539 101 2,728 2,728 109 2,539 証券化 (うちSTC要件適用分) (うち非STC要件適用分) 再証券化 リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー 26.567 7.164 286 23.872 8.047 321 26.567 7.164 23.872 8.047 321 (うちルックスルー方式) 286 (うちマンデート方式) (うち蓋然性方式250%) (うち蓋然性方式400%) (うちフォールバック方式) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリスク △ 471 △ 18 △ 464 △ 18 アセットの額に算入されなかったものの額

		2022年度		2023年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,577,282	496,201	19,848	1,629,897	508,447	20,337	
CVA リスク相当額÷8%		_	_		_	-	
中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	
合計(信用リスク・アセットの額)	1,577,282	496,201	19,848	1,629,897	508,447	20,337	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショ相当額を8%で	ナル・リスク で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		ナル・リスク で除して得た額 3	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		5,325	213		5,981	239	
所要自己資本額		ト等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセッ	ト等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		501,526	20,061		514,429	20,577	

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移 転する性質を有する取引のことです。
 - 6. 「経過措置によりリスク·アセットの額に算入されるもの」とは、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、 リスク・アセットに算入したものが該当します。
 - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 - 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 - <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスク の適切な管理を行っています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、企画リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先

正常先・要注意先

正常先・要注意先

正常先・要注意先

正常先・要注意先

正常先・要注意先

原を繰り入れる。ただし、その金額が税法基準の法定繰入率により算定した額を繰り入れる。ただし、その金額が税法基準の法定繰入率により算定した額を下回り、かつ、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を繰り入れるものとする。

正分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額、若しくは正分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。

正分類額及びIV分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接

※ 予想損失率:貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

償却を行う。

●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関								
株式会社格付投資情報センター(R&I)								
株式会社日本格付研究所(JCR)								
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)								
S&P グローバル・レーティング(S&P)								
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)								

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

			20	022年度			20	023年度			
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上延 滞 エ ク ス ポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上: 滞 エ ク ポージャ-
国	内	1,512,635	352,746	217,985	_	3	1,567,926	437,863	232,557	-	
国	外	38,080	_	38,080	_	_	38,099	_	38,099	-	
地域	或別残高計	1,550,715	352,746	256,065	_	3	1,606,025	437,863	270,657	_	
	農業	586	586	_	_	_	626	626	-	-	
	林 業	-	-	_	_	_	_	_	-	_	
	水産業	-	-	-	_	_	_	-	_	-	
	製造業	22,633	9,153	4,604	_	_	32,826	10,290	18,824	_	
	鉱業	-	-	_	_	-	-	-	-	-	
	建設·不動産業	16,059	11,736	901	_	_	19,886	15,640	3,003	_	
法	電気・ガス・熱 供給・水道業	5,303	4,001	1,301	_	_	6,505	5,003	1,502	_	
人	運輸·通信業	11,208	3,300	1,401	_	_	14,557	4,901	5,206	_	
	金融·保険業	1,222,920	285,633	24,930	_	_	1,272,068	361,185	28,743	_	
	卸売・小売・飲 食・サービス業	38,570	32,891	1,001	_	-	40,737	35,078	3,605	_	
	日本国政府· 地方公共団体	189,871	4,918	184,953	_	_	177,486	4,704	172,781	_	
	上記以外	42,906	_	36,971	_	_	40,785	-	36,990	_	
個	人	525	525	-	_	3	433	433	_	_	
その	D他	129	_	_	_	_	112	_	_	_	
業種	重別残高計	1,550,715	352,746	256,065	_	3	1,606,025	437,863	270,657	_	
1年	以下	959,455	83,369	23,715	_		953,553	122,382	10,647	_	
1年	超3年以下	127,395	89,162	15,210	_		111,896	99,481	4,388	_	
3年	超5年以下	55,529	33,559	17,948	-		106,680	63,348	43,331	_	
5年	超7年以下	20,728	10,137	10,590	_		23,708	10,107	13,601	_	
7年超10年以下 10年超		38,385	6,653	31,732	-		53,821	12,788	41,033	_	
		189,508	32,940	156,568	-		184,683	28,432	156,251	_	
期	艮の定めのないもの	159,712	96,923	300	-		171,681	101,322	1,404	-	
残存	字期間別残高計	1,550,715	352,746	256,065	_		1,606,025	437,863	270,657	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		2	2022年原	更		2	2023年度	芰				
	期首	期中	期中減少額		期中減少額		期末	期首	期中	期中源	載少額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高		
一般貸倒引当金	433	432	_	433	432	432	455	_	432	455		
個別貸倒引当金	515	12	_	515	12	12	10	_	12	10		

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

												(+14	· 日//円/
		2022年度								202	3年度		
			個	別貸倒引当	金				個別貸倒引当金				
		期首	期中	期中》	載少額	期末	貸出金 償却	期首	期中	期中》	期中減少額		貸出金 償却
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	l>-f-rif-	残高	増加額	目的使用	その他	残高	istal.
	農業	15	12	_	15	12	_	12	10	_	12	10	_
	林 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法	建設· 不動産業	500	_	_	500	_	_	_	_	_	_	_	_
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-
人	運輸· 通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融· 保険業	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
	上記以外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	個 人	0	0	_	0	0	_	0	0	_	0	0	_
弟	美種別計	515	12	_	515	12	_	12	10	_	12	10	_

注1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内·国外)の開示を省略しています。

^{2.} 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

			2022年度			2023年度			
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計		
	0%	_	331,944	331,944	_	365,872	365,872		
	2%	_	_	_	_	_	_		
	4%	_	_	_	_	_	_		
信用	10%	_	10,825	10,825	_	12,315	12,315		
IJ ス	20%	36,409	972,185	1,008,594	55,632	957,747	1,013,379		
ク削	35%	_	- 85		_	80	80		
減効	50%	78,146	507	78,654	93,815	502	94,318		
信用リスク削減効果勘案後残高	75%	_	24	24	_	47	47		
案後	100%	17,409	18,984	36,393	13,194	20,633	33,828		
残高	150%	_	3	3	_	3	3		
	250%	_	84,189	84,189	_	86,178	86,178		
	その他	_	_	_	_	_	_		
	1250%	_	_	_	_	_	_		
	合 計	131,965	1,418,750	1,550,715	162,642	1,443,382	1,606,025		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、 重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取 引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取 引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

		2022年度			2023年度	
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	_	_	_	_	_	_
法人等向け	25,894	_	_	67,837	_	_
中小企業等向け及び個人向け	_	_	_	_	_	_
抵当権付住宅ローン	_	_	_	_	_	_
不動産取得等事業向け	_	_	-	_	_	_
三月以上延滞等	_	1,108	_	_	1,108	_
証券化	_	_	_	_	_	_
中央清算機関関連	_	_	-	_	-	_
上記以外	_	400	_	_	400	_
合 計	25,894	1,508	_	67,837	1,508	_

- (注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先労後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・ 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 - 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の 概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から 受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反 対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引です が、当会では該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	2022年度	2023年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額 信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額		担保			信用リスク削
2022年度			現金・ 自会貯金	債 券	その他	減効果勘案後 の与信相当額
(1) 外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	_	_	_	_	_
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
(ア) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	_	_	_	_	_	_
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_
一括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_				_
合 計	_	_	_	_	_	_

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額 信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額		担保			信用リスク削
2023年度			現金・ 自会貯金	債 券	その他	減効果勘案後 の与信相当額
(1) 外国為替関連取引	_	_	_	_	_	_
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	_	_	_	_	_
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
(ア) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	_	_	_	_	_	_
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_
ー括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_				_
	_	_	_	_	_	_

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 - 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 - 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。
- (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ 該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

●体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得については「運用限度額基準」にて、取得限度額および取得にかかる商品性の制限を定めております。また、「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、一定の条件に抵触した銘柄については、評価等の状況および対処方針を月次のALM委員会に報告することとしています。

●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 該当する取引はありません。

●信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

- ●当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引 該当する取引はありません。
- 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等 該当する取引はありません。
- ●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」 に基づき会計処理を行っています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機 関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関 株式会社格付投資情報センター(R&I) 株式会社日本格付研究所(JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) S&P グローバル・レーティング(S&P) フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

●内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(事務リスク編)」に基づき管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故(システム障害を含む)、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の 信託運用費用を加算して算出します。

- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - ●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部 出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、厳格な資産査定を行い、「資産の償却・引当要領」、「有価証券減損処理基準」に基づいて適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

			202	2年度	2023年度		
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上	場	<u>=</u>	4,202	4,202	4,739	4,739	
非	上 場	<u>=</u>	53,315	53,315	53,315	53,315	
合	=	ŀ	57,518	57,518	58,055	58,055	

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位: 百万円)

2022年度			2023年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
23	38	_	231	52	_

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

2022	2年度	2023年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
344	244	1,128	113	

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

			(1 = = 7313)	
202	2年度	2023年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
_	_	_	_	

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	26,567	23,872
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	_

9. 金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)について、金利の変動により発生するリスクのことです。 当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市 場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努め ています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレー ションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度 3月、6月、9月、12月の末日を基準日として、四半期ごとに IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 当会では、金利リスクにかかるヘッジ手段の取り扱いはありません。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(△ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の最長満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当 該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、∠EVEおよび∠NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

 Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、主に貸出金残高の増加および貯金残高の減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

●金利リスクに関する事項

IRRBB1:金利リスク

自己資本の額

		イ		八	=
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	33,872	32,745	2,133	1,766
2	下方パラレルシフト	_	_	10	7
3	スティープ化	24,983	25,555		
4	フラット化	_	_		
5	短期金利上昇	4,024	2,853		
6	短期金利低下	_	_		
7	最大値	33,872	32,745	2,133	1,766
		ホ		^	
		当期末		前期	 末

● △ E V E および △ N I I 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

80,709

- ・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示

81

(単位:百万円)

80,306

の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIと大きく異なる点)

有価証券、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法による VaR (信頼区間99.0%、保有期間1年)により算出し、各リスクファクター間の相関を 考慮した市場統合 VaRの計測を行っています。

・「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は、29,381百万円と計測されました。当数値については、分散共分散法による VaR (信頼区間99.0%、保有期間1年)により計測したものであり、当期末の ΔEVE とは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

●用語説明

- ・ $\vec{\Box}$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測 されるものをいいます。
- ・「´´´N I I 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じ た算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加 える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応 じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を 加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。